


所管部課	企画財政部企画課	部長	並木俊則	
件名	東大和市まち・ひと・しごと創生庁内検討委員会設置要綱について			
		区分	○ 1 審議事項	2 報告事項
関係事項	条例規則			
	部課機関			
<p>1. 要旨</p> <p>まち・ひと・しごと創生法（平成26年法律第136号）が平成26年11月に公布された。同法は、少子高齢化の進展に的確に対応し、人口の減少に歯止めをかけるとともに、東京圏への人口の過度の集中を是正し、それぞれの地域で住みよい環境を確保して、将来にわたって活力ある日本社会を維持していくために、まち・ひと・しごと創生に関する施策を総合的かつ計画的に実施することを目的としているものである。</p> <p>市において、同法に基づくまち・ひと・しごと創生に関する事項について検討するに当たり、庁内検討組織を設置するため、「東大和市まち・ひと・しごと創生庁内検討委員会設置要綱」を制定したい。</p> <p>(1) 主な内容</p> <p>① 所掌事務 委員会は、次に掲げる事項について検討し、その結果を市長に報告する。 ア 東大和市人口ビジョンに関すること。 イ 東大和市まち・ひと・しごと創生総合戦略に関すること。 ウ その他まち・ひと・しごと創生に関して市長が必要と認める事項</p> <p>② 組織 ア 委員長は副市長、副委員長は企画財政部長、委員は部長の職にある者をもって充てる。 イ 委員長は、別に定めるところにより、委員会の下に部会を設置することができる。</p> <p>③ 庶務 企画財政部企画課において処理する。</p> <p>④ 施行日 決裁日から施行する。</p> <p>(2) 影響及び効果 まち・ひと・しごと創生に関する事項の検討について、庁内全体で情報共有をし、意見集約をすることができる。</p>				
2. 経過（現時点に至るまでの経過）				
3. 留意事項（問題点等）				
<p>① 総合戦略の策定に当たっては、国から、市民、産業界、行政機関、大学、金融機関等の意見を聴いて策定することが推奨されていることから、別途会議体を設置する予定である。</p> <p>② 人口ビジョン及び総合戦略は、国から平成27年度中に策定することが求められている。</p>				
4. 主管部処理案（検討結果等）				
庁議終了後、制定手続を進めたい。				
5. 審議結果				

注：定例庁議の場合は、金曜日の正午までに提出。